

令和2年度伊勢原市総合教育会議 次第

日時：令和2年11月13日（金）

午後2時から

場所：市役所 3階議会全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 「地域とともにある学校づくり」について 【資料1】

(2) これからの文化財の保存と活用について 【資料2】

4 閉 会

「地域とともにある学校づくり」について

1 「地域とともにある学校づくり」をめざして

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、それらの課題の解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会全体での教育の実現が不可欠である。この教育を実現する上で、これまでの「開かれた学校」から更に一步踏み出し、「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要である。

「地域とともにある学校」とは、学校に関わる様々な立場の人々が「どのような子どもに育てたいのか」「何を実現していくのか」といった目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学びを展開していく学校のことである。

そのためには、学校と地域の双方で、連携・協働を推進していく組織的・継続的な仕組みを構築していく必要があり、地域における様々な人材や団体等をつなぐコーディネーターを配置することなども求められている。

現在、「地域とともにある学校づくり」を推進する仕組みとして「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」や、地域が学校と協働する体制として「地域学校協働本部」がある。

2 伊勢原市の現状について

<学校地域連絡会>

- ・各校では、教職員、保護者、地域代表者からなる「学校地域連絡会」を設置し、年間2～3回学校と地域の関わり方や連携の仕方についての情報交換や協議を重ね、共通理解を図っている。
- ・保護者や地域の方が気軽に来校し、学校の様子や授業を参観する「学校へ行こう週間」を実施している。
- ・児童生徒及び保護者アンケートや学校地域連絡会を活用して学校評価を実施している。

【学校地域連絡会 活動例】

- ・（4月） 学校教育目標や経営方針、前年度学校評価に基づく重点取組等についての説明及び意見交換
- ・（10月） 学習参観、給食の会食、学校及び各地域の状況等についての情報交換、意見交流
- ・（2月） 学校評価や学校や地域の現況、次年度に向けた取組方針等についての説明及び意見交換

【学校地域連絡会 構成メンバー例】

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・PTA代表 ・自治会代表 ・民生委員代表 ・民生児童委員代表
- ・子ども会代表 ・地域公民館代表 ・青少年指導員代表 ・学区中学校代表 ・学区幼稚園、保育園代表
- ・学校支援ボランティア代表 等

<伊勢原市学校・地域連絡調整会議>

・教育委員会では、各校の「学校地域連絡会」の代表者と小中学校校長会代表、教育委員会職員による「伊勢原市学校・地域連絡調整会議」を年1回開催し、各校の取組について情報交換、研究協議を行っている。

【伊勢原市学校・地域連絡調整会議での協議のテーマ】

各地域連絡会等の情報交換および今後の取組に関する協議

- ・H27 「児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の使用改善について」
- ・H28 「地域行事等への子どもたちの参加について」
「あいさつ運動や見守り活動を通じた子どもたちとの交流について」
- ・H29 「学校と地域の連携において今できていることとこれからの取組について」
- ・H30 「部活動に求めていること、感じていることについて」
- ・R1 「地域や家庭における学びについて」

<「放課後子ども教室（通称 未来っ子クラブ）」>

- ・青少年課が市内小学校の児童を対象に「放課後子ども教室（通称 未来っ子クラブ）」を運営。
- ・子どもたちが放課後の時間に地域の大人が見守りをする安心安全な環境で、工作やレクリエーションなどのプログラムに参加し、他クラスや異学年、大人との交流をしながら様々な体験を行う。（週1回）
【現在の実施状況】伊勢原小、石田小、竹園小、成瀬小、比々多小、大山小、桜台小（R2年10月～）

3 関係法令等

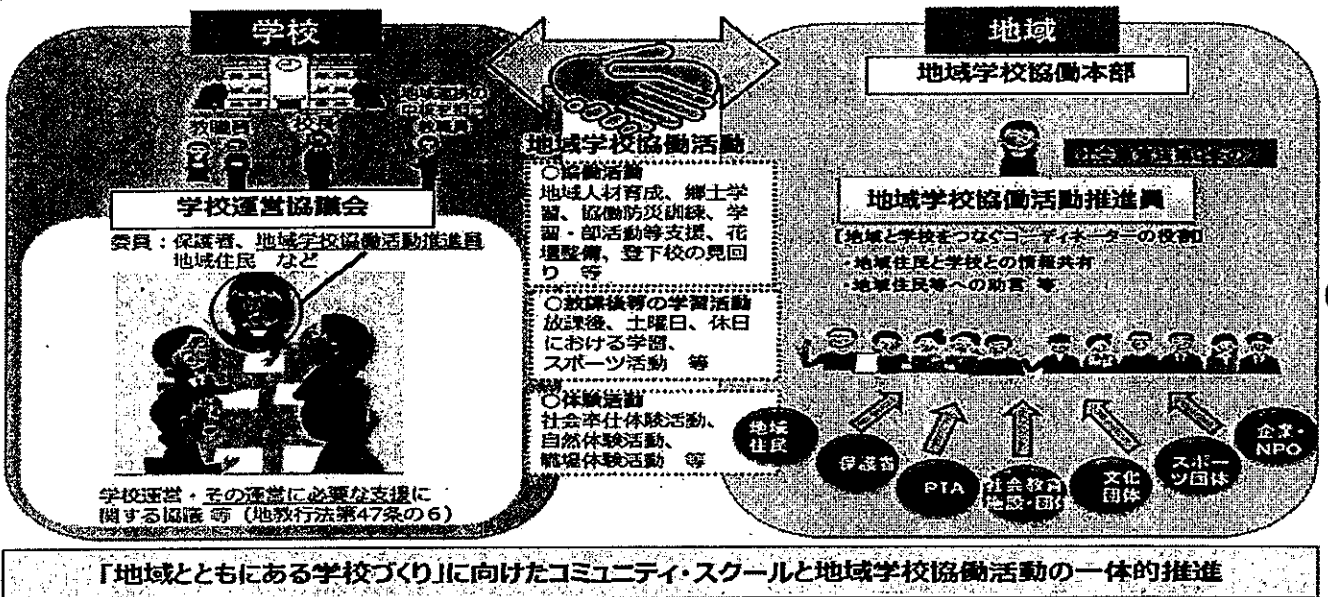
○「学習指導要領解説（前文）」（平成29年）より

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るといふ理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成29年改正）第四十七条の五

1. 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

4 学校運営協議会制度・地域学校協働本部について



○学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、「地域とともにある学校」づくりへ転換を図るための有効な仕組みである。この仕組みを導入することにより、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進していく。

・組織的・継続的な体制の構築

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続する「持続可能な仕組み」にできる。

・当事者意識・役割分担

学校運営協議会等の場を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。

・目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者が当事者意識をもち、役割分担をもって連携・協働による取組ができる。

○地域学校協働本部

地域学校協働活動は、地域の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。

この活動を推進する体制が「地域学校協働本部」であり、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成しながら、地域と学校が連携・協働していく。

この体制の整備において、地域の人々や団体と学校との情報共有や連絡調整などを行うコーディネーターの役割が重要である。コーディネートの仕組みを整えることで、地域の人的なネットワークが広がり、幅広い協力体制のもとで協働活動を推進していく。

1 文化財保護行政に関する政策の変化

(1) 歴史文化基本構想の提唱

文化財保護法では、多くの文化財の中から価値が高いものを選択し、他と異なる特別な措置を講じる指定制度や登録制度等により、その保存が講じられてきました。そうした中、平成 19 年に、“指定、未指定にとらわれず、文化財を総合的に把握し、その周辺環境も含めて群として評価し、保護していくこと”、“それに取り組む主体を市町村とすること”が提言され（表 1-②）、市町村が主体的に文化財保護に取り組むためのマスタープランとして、歴史文化基本構想（以下、「歴史構想」という。）の策定が始まりました（表 1-③）。

(2) 日本遺産との関連付け

その後、平成 25 年に東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定すると、海外に向けた日本文化の発信、外国人観光客の招致が国を挙げての課題となり、我が国の歴史と文化を物語る文化財の「活用」が注目されるようになります。こうした動きのひとつとして、地域の文化財を結ぶストーリーを選考する日本遺産の認定制度が定められ（表 1-⑤）、また、その申請条件のひとつとして歴史構想の策定が位置づけられました。

(3) 文化財保存活用地域計画の法制化

さらに平成 30 年には、こうした流れを進めながら、また、今後想定される人口減少社会における地域での文化財保護に備えるため、文化財保護法が改正されます（表 1-⑧）。そして、歴史文化基本構想に代わる文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）が法制化され、文化庁長官による認定を受けることにより、市町村が今まで以上に社会的、法的効力を有する計画に基づき文化財保護に取り組むことができるようになりました。

(4) 法改正をめぐる議論

ただし、法改正に当たっては、「経済性を重視した活用への偏重は、保存をおろそかにする」、「稼げない文化財の切り捨てにつながる」といった懸念や反論もあり、国会での議決に際しては、国、地方公共団体が「保存」と「活用」のバランスをとること、専門家の配置等、体制整備に努力すること等の附帯意見が付されています。

2 伊勢原市の文化財保護の取組の変遷

(1) 文化財保護条例の制定と改正

伊勢原市では、昭和 38 年に伊勢原町（当時）文化財保護条例が制定され、所有者の理解と協力のもと、貴重な文化財の保護に取り組んできました。しかし、高度経済成長期以来の地域開発の波は、産業構造の変化や人口増加、核家族化を進展させ、人々の日常生活に変化をもたらし、文化財にも大きな影響を与えました。市では、失われていく資料の保存に力を入れてきましたが、蓄積してきた資料を地域の資産としてより積極的に活用し、地域の誇りとして将来へ引き継ぐことを目的に、平成

25年に文化財保護条例を全面的に改正しました(表1-④)。この条例により、市、市民、事業者及び文化財の所有者が、それぞれの役割を認識した自主的な参画により、文化財の適切な保存と継承を図り、更にまちづくりへも活用していくことを目指しています。

(2) 歴史文化基本構想の策定

平成25年以降、我が国の歴史文化を積極的に活用していく方針が掲げられ、文化財の活用が進められていく中で、歴史文化基本構想の策定がさまざまな事業と結びつけられていきます。その一例として、市町村が日本遺産を地域型で申請する条件に位置づけられ(表1-⑤)、本市では、日本遺産への申請を進めるに当たり、歴史文化基本構想を策定し、その上で地域型による日本遺産の認定に挑むこととしました。そして、平成27年度に伊勢原市歴史文化基本構想を策定し(表1-⑥)、同年、「大山詣り」のストーリーで日本遺産へ申請、翌28年度に日本遺産に認定されました。その後は、日本遺産に関連する国の支援策を活用し、ストーリーと伊勢原の知名度向上に向けた事業を実施してきました。さらに、日本博や歴史文化を活かした観光拠点づくりなど、日本遺産、歴史文化等に関連する支援制度を活用して、文化財の活用事業に取り組んでいます。

(3) 地域計画の作成へ

伊勢原市文化財保護条例では、歴史文化を地域の資産としてまちづくりにも活かしていくことを目指しています。また、伊勢原市教育振興基本計画では、目指す教育の方向性を示す「教育ビジョン」の3つの視点の1つに「歴史と文化遺産を継承するために」を掲げ、実施計画の5つの目標でも、「歴史・文化遺産の保護・活用と継承」を取り上げています。

こうした課題に取り組んでいくためには、平成30年の法改正により定められた文化財保存活用地域計画は、本市にとって必要な計画であると判断し、歴史文化基本構想に代わる計画として本年度から作成に取り組んでいます。

3 これからの文化財の保存と活用のために

地域計画の作成に当たっては、文化財保護審議会、文化財所有者、文化財関連市民団体、市内の観光振興会等の代表からなる協議会を設置し、そこで議論いただきながら、文化財関連市民団体からも意見聴取を行い、さらに今後パブリック・コメントを実施して市民からの意見もうかがうこととしています。

先人が残した貴重な財産である歴史文化を現代に活かしながら、未来へ継承していくために、どのようにしていくべきか、多くの方々の意見を参考に、新たな計画を作成していきたいと考えています。

表1 文化財保護行政の変遷と伊勢原市の文化財保護

年	出来事	内容	備考
昭和 25	文化財保護法制定	有形・史跡名勝天然記念物・無形・埋蔵文化財の保護	
29	文化財保護法改正	民俗資料の保護	
38	伊勢原町(当時)文化財保護条例制定		①
43	文化財保護法改正	文化庁発足	
50	文化財保護法改正	民俗文化財・伝統的建造物群・文化財保存技術の保護	
平成 8	文化財保護法改正	文化財登録制度	
16	文化財保護法改正	文化的景観の保護	
19	文化財審議会文化財分科会企画調査会報告	歴史文化基本構想策定の提言	②
20	歴史文化基本構想策定モデル事業(～22)	20件の歴史文化基本構想策定	③
25	伊勢原市文化財保護条例全部改正		④
27	日本遺産認定開始	歴史文化基本構想の策定が地域型の申請条件	⑤
28	伊勢原市歴史文化基本構想策定		⑥
	「大山詣り」日本遺産へ認定		⑦
30	文化財保護法改正	文化財保存活用大綱・地域計画制度	⑧
令和 2	伊勢原市文化財保存活用地域計画作成中		

※ 網掛けは伊勢原の取組

表2 伊勢原市の主な文化財活用事業(学校教育・社会教育分野 継続的事業)

No.	名称・内容	実施年度	備考	No.	名称・内容	実施年度	備考
1	出前歴史授業 いせはらのむかし	H5～R	小学校	8	市指定重要文化財特別公開	H9～R元	
2	土器づくり・土器焼き	H5～R元	小学校	9	歴史解説アドバイザー養成講座	H16～R2	
3	民具授業 いせはらのくらし	H5～R元	小学校	10	遺跡調査報告会	H2～R元	
4	市内中学校職場体験受け入れ	H15～H30	中学校	11	国登録有形文化財特別公開	H21～R元	
5	大山能楽講座	H29～R元	中学校	12	発掘調査現地見学会	H21～R元	
6	考古資料展	H3～R元		13	平和資料展	H26～H29	
7	文化財保護強調週間特別展示	H7～H27		14	文化財フェスタ	H28～R元	

表3 伊勢原市の主な文化財活用事業(日本遺産認定後の観光的活用事業)

【平成28年度】

No.	名称・内容	備考
1	旅行雑誌掲載	
2	タウン紙掲載	～H29
3	B S 番組映像編集・放映	～H29
4	雑誌掲載・パンフレット作成	～H29
5	日本遺産プロモーション映像製作委託	～H30
6	ガイドブック作成・モニターツアー	
7	大山詣りミニチュア納め太刀	
8	布まねきの制作・掲出	
9	「おおやまみち」まちづくりサミット	～H29

No.	名称・内容	備考
10	山の日記念イベントの開催	～H29
11	納め太刀作成委託	
12	茶市茶座イベント	
13	日本遺産シンポジウムの開催	
14	日本遺産展示会の開催	～H29
15	大山宿坊(先導師旅館)調査	～H29
16	日本遺産解説案内板設置	～H30
17	歓迎アーチ掲出看板設置	

【平成29年度】

No.	名称・内容	備考
1	ポスター、チラシの作成	
2	バーチャル映像投影システムの制作	
3	日本遺産ガイド養成事業	
4	日本遺産講演会の開催	
5	宿泊等観光ツアーの推進	
6	行衣の作成と活用	

No.	名称・内容	備考
7	ホームページの英語表記事業	～R元
8	文化財散策ルートPR事業 案内サインの設置 日向地区	
9	文化財ボランティア養成事業	
10	歴史文化遺産を活用したPRイベント事業 伊勢原日向 春の文化祭	
11	文化財活用拠点施設公衆便所整備事業 宝城坊	

【平成30年度】

No.	名称・内容	備考
1	宿泊体験型教育旅行の誘致	
2	日本遺産「大山詣り」商品開発	
3	構成文化財詳細調査事業 宿坊調査マップ作成	
4	宿坊調査のデータを活かしたウォークラリー	
5	文化財散策ルートPR事業 案内サインの設置 比々多地区	
6	文化財活用拠点施設公衆便所整備事業 比々多神社	
7	比々多地区プロモーション映像の作成	
8	歴史文化遺産活用促進モニターツアー実施事業・ウォーキング団体	
9	歴史文化遺産活用促進モニターツアー実施事業・リアル宝探し	

No.	名称・内容	備考
10	歴史文化遺産活用促進モニターツアー実施事業・比々多地区ワークショップ	
11	日向地区、比々多地区のプロモーションを図るパンフレットの作成	
12	日向地区及び比々多地区の観光プロモーション	
13	プロモーション映像を活用した観光PR	
14	雑誌掲載 (DiscoverJapan、発行部数14万部)	
15	日向、比々多地区のパンフレット配架 (新宿駅、横浜駅等)	
16	伊勢原比々多カルチャーまつり	
17	クラブツーリズムによる周遊バスツアーの造成	
18	インバウンドモニターツアー	

【令和元年度】

No.	名称・内容	備考
1	文化財活用拠点施設公衆便所整備事業 大山阿夫利神社下社	
2	日向地区プロモーション映像の作成	
3	歴史文化遺産活用促進ワークショップ実施事業	中止

No.	名称・内容	備考
4	大山火祭薪能	
5	宝城坊宝殿特別展覧会	
6	日本遺産「大山詣り」体験ツアー	

【令和2年度】

No.	名称・内容	備考
1	大山火祭薪能	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
2	宝城坊宝殿特別展覧会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止